

議案第 82 号

訴訟上の和解について

横浜地方裁判所平成 25 年（ワ）第 3374 号請負工事代金請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 5 日提出

川崎市長 福田 紀彦

- 1 事件名 横浜地方裁判所平成 25 年（ワ）第 3374 号請負工事代金請求事件
- 2 当事者 原告 **・**・**・**共同企業体
被告 川 崎 市
- 3 和解内容
 - (1) 被告は、原告に対し、本件解決金として 5,000 万円の支払義務があることを認める。
 - (2) 被告が、原告に対し、前項の金員を、和解成立日から 1 箇月以内に、原告の指定する口座に振り込む方法により支払う。振込手数料は、被告の負担とする。
 - (3) 原告は、その余の請求を放棄する。
 - (4) 原告及び被告は、原告と被告との間には、本件工事に関し、本和解条項に定めるもののほか何らの債権債務のないことを相互に確認する。
 - (5) 訴訟費用は、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件は、横浜地方裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解により原告と被告との間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 平成23年8月10日、本市は、川崎シンフォニーホール震災被害復旧工事（以下「本件復旧工事」という。）の一般競争入札を設計・施工一括方式により実施し、同年10月7日、*****、*****、*****及び*****で構成した**・**・**・**共同企業体（以下「原告」という。）と工事請負契約を締結した。
- 2 原告は、本件復旧工事の実施に当たり、追加変更工事を必要とする事実が判明したため、本市に対し、契約変更を求めたが、本市は、契約金額の変更事由には該当しないとして、これに応じなかった。
- 3 平成24年11月27日、原告は、追加変更工事代金が5億213万円であることの確認を求める調停を神奈川県建設工事紛争審査会に申請した。
- 4 平成24年12月14日、原告は、本件復旧工事を完了した。
- 5 平成25年5月14日、神奈川県建設工事紛争審査会は、解決の見込みがないものとして、調停を打ち切りとした。
- 6 平成25年8月20日、原告は、追加変更工事代金として4億9,203万円の支払を本市に求める訴訟を横浜地方裁判所に提起した。
- 7 本訴訟は、係属して以来、20数回の口頭弁論等を経て、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。